

令和5年8月25日

## 障害福祉計画等に対する中野区障害者自立支援協議会の意見について

第8期中野区障害者自立支援協議会  
会長 中村 敏彦

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）第八十八条に基づく市町村障害福祉計画である第7期中野区障害福祉計画等の作成にあたり、同条第八項に基づく第8期中野区障害者自立支援協議会として、下記のとおり、意見を申し述べる。

### 記

#### 1. 計画全体に対する意見

障害福祉計画を達成するためには、地方自治体や関係者の努力が必要である。一方、障害福祉計画は、障害のある人の暮らしぶりの向上を目的として、障害福祉サービスの充実を目標値に掲げ策定されている。成果目標を数字で立てることは、国や都の基準に則った方法であり、やむを得ないことであるが、重要なのは、基本的な考え方を「人権モデル」に基づいたインクルーシブな環境づくりにシフトしていくことであり、支援の柱は量から質へ変化が求められていると考える。

近年の国等の動向としては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定や、障害者総合支援法改正に伴う、通過型グループホームにおける一人暮らしへの支援や退去後の相談支援の明確化、多様な就労ニーズに対する就労アセスメントを活用した就労選択支援の創設、精神科病院における入院者訪問支援事業の創設、院内における虐待防止や、難病患者等に対する支援強化等があるが、これらに伴い、新たな目標設定が必要である。

現状では、計画の進捗状況の確認は、数値目標に対する達成状況によるものに留まっているが、新たな目標設定には、その目標値の根拠や達成する具体的な方法等について計画の文書に加えていくと理解がしやすいのではないかと考える。

何よりも大切なことは、社会全体が障害を理解し、障害のある人をあらゆる場面で当たり前を受け入れるということであり、そういった社会環境の変化が求められている。そのためには、区民一人ひとりの意識改革が最も重要であり、障害について知ってもらう機会を増やすことや、様々なイベント等に障害者が参画していくことが望まれる。

#### 2. 障害者の権利擁護に関する意見

(1) 合理的配慮、差別解消、虐待防止などいずれも重要課題である。全国的にみても虐待の実態は数が増すばかりではなく、より深刻な状況が次々と明らかになってきている。

また、中野区内の区民の関心と理解の現状値からは、障害者への理解度が36.5%、差別解消法の周知度に関しては23.1%と、まだまだ進んでいないことは明白である。

障害者権利条約の初回審査を終え、総括所見が示されていることから、インクルーシブな社会づくりを目指すためには、さらに踏み込んだ計画や目標値、具体的取り組みが必要である。さらに、「人権モデル」への新たな取組について、基本的な考え方を一文加える事が望ましい。

(2) 歩きスマホなど、街中で障害のある人への配慮に欠けた行動が多く見られる。障害のある人への理解を促進する取り組みが必要である。

### 3. 就労支援に関する意見

(1) 企業等への雇用促進は、国の方針でも一般企業等への移行を前面に出したものとなっている。加えて、雇用率の見直しと共に雇用主側にインセンティブを設けるなど具体的に取組まれており、さらに進展させることが望ましいといえる。

しかし、福祉的就労の役割が終わったわけではなく、数量的には、むしろ増えている実状がある。ついては、「人権モデル」を基調とした役割への見直しや、所得保障などの充実も具体化しなければならない。近年では、就労移行が進む一方でその後の定員が確保できないことや、就労継続支援事業では、高齢・重度化による生産活動への影響も顕著であり、工賃向上につながりにくい状況も続いている。より多くの支援を必要としている人たちに対する施策として、重層的支援体制事業も視野に、将来の方向性も含めて計画に盛り込む必要がある。

(2) 三療業に携わる人のうち、視覚障害のある人の割合は2割弱に留まっている。三療業は視覚障害のある人の天職ともいえるため、資格取得後に確実に就労につなげていくため、就労支援施設への手厚いサポートが必要である。

### 4. 地域生活の継続や入所施設等からの地域移行促進に関する意見

(1) 入所施設や精神科病院からの退院促進における地域移行・定着支援について、コロナ禍を背景に難しい時期であり、これまでの待機者を積極的に進める必要があることは理解できる。実際には、移行する際の相談支援体制の充実（社会資源へのつなぎの役割）や地域で受け入れる支援体制、社会環境など、どこが（誰が）、どうやって、どの支援施策で地域移行・定着を実現するのか、これが最大の課題である。可能な範囲で具体的に示してもらいたい。

また、地域移行を進める際は、入所施設や精神科病院の新たな役割を示すことで、働いている支援員等の職場定着への安心感にもつながる。人材確保が困難な状況が続いているため、こうした配慮も必要となっている。また、中・長期的見ると経営等にも影響を与えることになるため、将来展望について、段階的にでも検討すべきことを記述すべきである。

(2) 精神障害のある人にとっては、当事者と同じ目線に立てるピアサポーターがいることで、自立に向けた意欲の向上や、地域生活での支えあいが期待できる。ピアサポーターの人数が増えることで、体制加算の対象となっている事業所への配置が可能となり、ピアサポーターとして活躍したい人の専門的な活躍の場も広がる。については、ピアサポーターを精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築に活かしていくとともに、ピアサポーターの養成について、計画に盛り込み、確実に進めてもらいたい。

また、ピアサポーターによる支援を利用しやすくするとともに、区民に対する障害への理解促進につなげるため、各すこやか福祉センターなど行政窓口におけるピアサポーターの配置を検討してもらいたい。

(3) 地域生活支援拠点の緊急一時・体験宿泊の目標値を計画に入れてもらいたい。

(4) 江古田三丁目の重度障害者グループホームの整備に向けては、説明会やヒアリングの実施等により、当事者の声を取り入れながら進めてもらいたい。また、グループホームはまだ不足している状況にあることから、さらなる整備に向けて、今後も引き続き用地の確保や事業者の選定に取り組んでももらいたい。

(5) 重度の障害のある人が利用できるショートステイ先が少ない。高齢者施設に併設する等、受け入れ先、支援者の確保が早急に必要である。また、日中一時支援事業については、短期入所の空いているときにしか利用できず、なかなか利用できないサービスになっている。区内の短期入所以外の既存施設を使用し、夕方から夜の宿泊を伴わない利用ができるような仕組みとしてもらいたい。

(6) 地域生活継続のための福祉人材の確保が課題となっている。また、障害のある人が安心して地域生活を送るためには、経験を積んだ支援者が必要である。訪問系サービスの需要の増加も踏まえ、課題の解決に向けた取り組みをお願いしたい。

(7) 視覚障害のある人向けのグループホームが都内にはほとんどないようだ。視覚障害のある人の地域生活支援として、支援が必要な部分のみをケアできるようなグループホームの整備が必要である。また、介助に関しては、視覚障害のある人に対する介助と、その他身体障害のある人に対する介助内容はまったく異なるものである。視覚障害のある人の生活支援に特化した訓練士やヘルパーの育成が急務である。

(8) 障害のある人が行う子育てについて、外出・教育・地域とのつながり等多岐にわたる支援を実施する必要がある。

## 5. 障害児支援に対する意見

(1) 障害児福祉計画や実績における支援サービスの項目は、児童発達、放課後等デイ、保

育所等訪問、医ケアなど幼少期を中心に設けられており、その後は、日中活動や就労支援サービスなど18歳以上の成長後の施策として扱われる。

成長途中の小学・中学・高等部における教育については、人が自立するために身につけなければならない重要な学びの過程であるといえることから、より質の高い教育を実施できるよう、福祉分野と教育分野、さらにハローワーク等の雇用分野との協働や、連携などを盛り込むことが必要ではないか。

(2) 放課後等デイサービスの事業者はH27(14か所)～R4(28か所)の間に2倍に増加しているが、利用者数はH27(1,863人)～R4(6,415人)と3.4倍の増加と事業所数が追いついていない。一方、区内には学童クラブが公設民営・民設民営合わせて41カ所ある。事業所の数を増やすだけでなく、通常学級や通級学級の重要性も問われる中、学童クラブ等の他の社会資源を有効活用するなど柔軟な対応はできないか。また、医療的ケアの必要な児童にはさらに厳しい状況となっている。就労している保護者が増えてきており、在宅レスパイト制度や保育所等訪問支援の拡大利用により在宅、学童保育所等での支援を可能としてもらいたい。

(3) 医療的ケアの必要な児童が通学する際、看護師のバス添乗の確保が充分ではない状況である。在宅レスパイト制度の拡大利用等による対応が必要ではないか。